

結婚式総合保険

普通保険約款・特約条項



用語の定義

	用語	かな	定義
あ	汚損	おそん	財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
	異動承認書	いどうしょうにんしょ	保険契約の内容の変更等を当会社が承認した場合に、当会社が郵送または電磁的方法で保険契約者に交付するその変更内容を記載した書面をいいます。
か	記念撮影	きねんさつえい	新郎新婦が婚礼衣裳を着用し写真撮影を行う前撮り、フォトウエディングのことをいいます。
	救急搬送	きゅうきゅうはんそう	結婚式の開催時間中に災害救急情報センター(119番ダイヤル)宛に救急搬送の電話依頼が行われた後、招待客が実際に救急車により病院へ搬送されたことをいいます。
	兄弟姉妹	きょうだいしまい	親または親の配偶者の子(自分を除く。)をいい、血族に限りません。
	結婚式開催日	けっこんしきかいさ いび	保険証券等に記載の被保険者が挙式、披露宴またはパーティーを開催する日で、保険証券等の結婚式開催日欄に記載された日をいいます。
	結婚式会場	けっこんしきかいじょ う	保険証券等に記載の被保険者が挙式、披露宴またはパーティーを開催する場所で、保険証券等の結婚式会場欄に記載された所在地の敷地内をいいます。
	告知事項	こくちじこう	危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当社が告知を求めたもの(他の保険契約等に関する事実を含みます。)をいいます。
さ	産じょく	さんじょく	分娩の終了から非妊正常状態に復元するまでの間に母体に生じた体重の減少、悪露の排出、発熱(産褥熱)、後陣痛、乳汁の分泌、子宮の縮小、鬱状態(産褥鬱)、その他の身体精神の全般にわたる大きな変化をいいます。
	実家	じっか	新郎または新婦の父母が平時居住する家のことをいいます。
	失効	しっこう	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより、保険契約の全部または一部の効力が失われるときを除きます。
	修理費用	しゅうりひよう	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態(*1)に復旧するために必要な修理費用をいいます。このとき、損害が生じた物の復旧に際して、当社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費用が補修による修理費用を超えると認めたときは、その部分品の修理費用は補修による修理費用とします。
	招待客	しょうたいきゃく	保険期間中に被保険者が開催する結婚式に、被保険者により招待された参加者をいいます。ただし、業としてサービスを提供するために招待された参加者を除きます。
	書面等	しょめんとう	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	しんがたころなうい るずかんせんしょう	SARSコロナウイルス2(SARS-CoV-2)がヒトに感染することによって発症する気道感染症のことをいいます。
	新郎、新婦、新郎新婦	しんろう、しんぶ、し んろうしんぶ	結婚式をおこなう当事者のことをいい、性別を問いません。
	精神疾患	せいしんしっかん	外因性あるいは内因性のストレス等による脳、脳細胞あるいは心の機能的・器質的な障害をいい、パニック障害、適応障害を含みます。
	祖父母	そふぼ	祖父および祖母をいい、継父または継母の父母を含みます。
た	他の保険契約等	たのほけんけいやく とう	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
	中止	ちゅうし	保険証券等記載の開催日および会場において開催を予定していた結婚式を開催しなかったことをいい、一部開催一部中止の場合を含みません。再開催の有無を問いません。
な	入院	にゅういん	入院とは、医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。)による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は	被保険者	ひほけんしゃ	保険の補償を受けることができる者をいいます。
	父母	ふぼ	継父または継母を含みます。継父には、母と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および母と戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含み、継母には、父と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および父と戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	保険金	ほけんきん	この保険契約で対象となる事故により損害が生じた場合に、当社が被保険者に払う金銭のことをいいます。保険金の種類は、結婚式中止費用保険金、修理費用保険金、新郎新婦入院一時金、招待客救急搬送見舞費用保険金です。
	保険金額	ほけんきんがく	保険証券等記載の保険金額(保険金の支払限度額)をいいます。
	保険契約申込書等	ほけんけいやくもうし こみしょとう	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類をいいます。
	保険証券	ほけんしょうけん	保険契約の成立およびその内容を証明するために、当社が郵送または電磁的方法で保険契約者に交付する書面をいいます。
	保険証券等	ほけんしょうけんとう	保険証券または異動承認書をいいます。
	無効	むこう	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。
ま	免責金額	めんせききんがく	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。

(*1) 構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。

第 1 章 総則

第 1 条（補償の対象となる方—被保険者）

この約款における被保険者は、保険証券等記載の新郎および新婦をいいます。

第 2 条（補償の対象となる結婚式）

結婚式とは、保険証券等記載の被保険者が新郎新婦として日本国内で開催する挙式、披露宴およびパーティーまたは記念撮影で、次の各号の全てに該当するものをいいます。

①	保険証券等記載の結婚式開催日の0時から24時の間に開始するもの
②	開催場所が保険証券等記載の結婚式会場敷地内であるもの
③	結婚式の開催について、事業者と書面（注1）による契約が締結されているもの

（注1）新郎新婦、結婚式開催日、結婚式会場、事業者および結婚式開催を約する事実が確認できる書面をいいます。

第 3 条（保険金額およびプラン）

- （1）この保険の保険金額は、850万円を限度とします。
- （2）この保険のプランは、結婚式中止費用保険金額が85万円、150万円、500万円および850万円の4種類とします。

第 4 条（補償される期間—保険期間）

- （1）当会社の保険責任は、保険証券等記載の保険期間の初日に始まり、結婚式開催日または保険期間の初日から1年を経過する日のどちらか早い日に終わります。
- （2）保険期間の開始日は、保険契約を申し込まれた日とします。ただし、保険料を料金収納代行サービス方式で払い込まれる場合は、保険料を当会社が領収した日（以下、この条および次条において「保険料領収日」といいます。コンビニエンスストア払いの場合には、コンビニエンスストアの店頭での保険料払込みがなされた時に、当会社が保険料を領収したとみなし、以下同様とします。）とします。
- （3）（2）の規定にかかわらず、結婚式開催日が保険契約を申し込まれた日（料金収納代行サービス方式の場合にあっては、保険料領収日）から1年を超えるときは、保険期間の開始日は、結婚式開催日の1年前の翌日とします。
- （4）（1）から（3）までの規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、当会社は保険料を領収する前に生じた事故（次条において「保険料領収前事故」といいます。）による損害に対しては保険金をお支払いしません。

第 4 条（非対面インターネット申込みの場合の
2 保険期間の特例）

- （1）第53条[インターネット通信による保険契約の申込み]の方法により保険契約を申し込む場合のうち、代理店または紹介店と対面することなく保険契約を申し込む方法（以下「非対面インターネット申込み」といいます。）の場合の保険責任、保険期間および保険料領収前事故については、前条（1）および（4）の規定によるほか、以下の通りとします。
- （2）前条（2）の規定にかかわらず、非対面インターネット申込みの場合にあっては、保険期間の開始日は、保険契約を申し込まれた日からその日を含めて15日を経過した日とします。ただし、保険料を料金収納代行サービス方式で払い込まれる場合は、保険料領収日からその日を含めて15日を経過した日とします。
- （3）（2）および前条（3）の規定にかかわらず、非対面インターネット申込みの場合にあっては、結婚式開催日が保険契約を申し込まれた日からその日を含めて15日を経過した日（料金収納代行サービス方式の場合にあっては、保険料領収日からその日を含めて15日を経過した日）から1年を超えるときは、保険期間の開始日は、結婚式開催日の1年前の翌日とします。

第 5 条（保険契約の締結期限）

- （1）結婚式開催日の前日から起算して30日前までに、保険契約の締結および保険料のお支払いをしていただきます。
- （2）（1）の規定にかかわらず、非対面インターネット申込みの方法による場合は、結婚式開催日の前日から起算して45日前までに、保険契約の締結および保険料のお支払いをしていただきます。

第 2 章 結婚式中止費用保険

第 6 条（結婚式中止費用保険金をお支払いする場合）

当会社は、保険期間内に次の各号に掲げるいずれかの事由が発生し、これを直接の原因として結婚式中止した場合に、被保険者または被保険者の法定相続人が結婚式中止費用を負担したことによって被った損害に対して、この普通保険約款の規定にしたがい、結婚式中止費用保険金をお支払いします。

原因事由	
①	被保険者または被保険者の祖父母、父母、兄弟姉妹もしくは子の死亡（子の死亡には、昭和21年厚生省令第42号（死産の届出に関する規程）により届け出なければならない死産（注1）を含みます。）
②	被保険者または被保険者の祖父母、父母もしくは子の、傷害または疾病による入院開始。ただし、入院が継続して7日以上に及んだ場合（注2）に限るものとし、検査のための入院または、保険期間開始前にすでに予定されていた入院（注3）を除きます。
③	結婚式当日における、被保険者が入院中である状態、または医師による被保険者の疾病または傷害の療養を目的とする自宅または特定の場所での待機指示（結婚式当日までに、医師から結婚式当日の入院または待機が必要であると診断または指示を受けた場合を含みます。ただし、当該診断または指示が保険期間の開始前に既になされていたときを除きます。）
④	火災、破裂、爆発、風災、水災、雪災、地震、噴火または津波による以下の損害 ア. 被保険者の平時居住する家屋（日本国内の家屋に限ります。）の半壊以上の損害、またはこれに収容される被保険者所有の家財の100万円以上の損害 イ. 被保険者の実家（日本国内の家屋に限ります。）の半壊以上の損害、またはこれに収容される父母所有の家財の100万円以上の損害

※原因事由①②において、祖父母が原因事由である場合、プランにかかわらず補償限度額は150万円となります。

※結婚式中止費用保険金額が85万円のプランについては、原因事由①②の祖父母および④の実家、父母を対象外とします。

（注1）妊娠第4月以後における死産の出産をいいます。

（注2）結婚式開催日として予定していた日（以下「結婚式開催予定日」といいます。）を越えて入院する場合には当該結婚式開催予定日を越えて入院した日数を含むものとし、入院中に死亡に至った場合については入院が継続して7日以上に及んだものとみなします。

（注3）医師から、入院日程提示のうえ具体的に入院を指示された場合をいいます。

第 7 条（結婚式中止費用の範囲）

第6条[結婚式中止費用保険金をお支払いする場合]の結婚式中止費用とは、結婚式に関し業として有償で提供される下表に掲げるサービス（以下、「結婚式サービス」といいます。）について、結婚式中止したことによって、取消料、違約料その他の名目において、全部または一部の払戻しを受けられない費用または支払いを要する費用をいいます。ただし、違約金規定があるものに限ります。また、被保険者が既に受領し所有権を取得した物品（結婚式中止に伴い返したものは除きます。）の対価については、これを差し引くもの（注1）とします。

①	第2条[補償の対象となる結婚式]③の契約に基づくサービス
②	①以外のサービスで、結婚式のために提供される次のアからエに該当するもの。ただし、事業者と書面（注2）による契約が締結されているものに限ります。 ア. 被保険者本人が着用する衣装または装飾品に基づくサービス。ただし、買い取りの衣装または装飾品は除きます。 イ. 会場装飾花に基づくサービス ウ. 司会、撮影、演奏、エンターテイメントに基づくサービス エ. 結婚式招待状の作成、発送に基づくサービス

（注1）②エ. の招待状については、被保険者が既に受領し所有権を取得した場合であっても、結婚式開催日の印字等によりこれを再利用できない場合は、この対価を差し引きません。

（注2）契約書、発注書、申込書等、契約の事実を証明できる書面で、契約当事者、契約日、サービスの提供を受ける日およびサービスの内容が確認できるものをいいます。

第 8 条（結婚式中止の発生時期と支払責任の関係）

当会社は、被保険者が結婚式サービスを契約した後に第6条[結婚式中止費用保険金をお支払いする場合]①から④のいずれかの事由が発生し、その結婚式サービスの提供を受ける前に結婚式中止した場合に限り、結婚式中止費用保険金をお支払いします。

第 9 条（結婚式中止原因事由の発生時期と支払責任の関係）

- （1）当会社は、第4条[補償される期間—保険期間]に規定する保険責任の開始前（保険責任開始時に保険料を領収していない場合は、保険料領収前）に、結婚式中止の原因事由が発生していたため被保険者または被保険者の法定相続人が結婚式中止費用を負担したことによって被った損害に対しては、結婚式中止が保険責任の開始後（保険責任開始時に保険料を領収していない場合は、保険料領収後）の場合であっても、結婚式中止費用保険金をお支払いしません。
- （2）（1）の規定の適用にあたっては、第4条の2[非対面インターネット申込みの場合の保険期間の特例]の規定による非対面インターネット申込みの場合において、結婚式中止の原因事由が保険契約を申し込まれた日（保険料を料金収納代行サービス方式で払い込まれるときは、保険料を当会社が領収した日）から保険責任の開始までの15日間（保険責任開始時に保険料を領収していない場合は、保険料を領収するまで）に発生していた場合を含むものとし、その場合に被保険者または被保険者の法定相続人が結婚式中止費用を負担したことによって被った損害に対しては、結婚式中止が保険責任の開始後（保険責任開始時に保険料を領収していない場合は、保険料領収後）の場合であっても、当会社は、結婚式中止費用保険金をお支払いしません。

第 10 条（保険事故） 結婚式中止費用保険金の補償における保険事故は、被保険者が結婚式を中止する原因となった第6条[結婚式中止費用保険金をお支払いする場合]①から④のいずれかの事由が発生したことをいいます。

- 第 11 条（保険金をお支払いできない場合）
- (1) 当会社は、第6条[結婚式中止費用保険金をお支払する場合]の規定に保らず、次の①から⑫に掲げる事由のいずれかによって発生した損害に対しては、結婚式中止費用保険金をお支払いしません。
- | | |
|---|---|
| ① | 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意または重大な過失 |
| ② | 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 |
| ③ | 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いしないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。 |
| ④ | 治療を目的として被保険者以外の医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用 |
| ⑤ | 被保険者が次のア、からウ、のいずれかに該当する間に発生した事故
ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
イ、酒に酔った状態（注2）で自動車または原動機付自転車を運転している間
ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 |
| ⑥ | 産じょによる入院または医師による待機指示 |
| ⑦ | 精神疾患による入院または医師による待機指示 |
| ⑧ | 頸部症候群（注3）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。なお、その症状がいかなる原因によるものであるかを問いません。 |
| ⑨ | 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 |
| ⑩ | 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 |
| ⑪ | 上記⑨および⑩の事故に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故 |
| ⑫ | 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 |
- (注1) 保険契約者もしくはその法定代理人または被保険者の法定代理人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
(注3) いわゆる「むちうち症」をいいます。
(注4) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。
(注5) 核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、第6条[結婚式中止費用保険金をお支払いする場合]①～③の規定に保らず、保険証券等記載の保険期間の開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間の開始日より30日以内に、第6条①～③に該当する事由が発生した場合は、結婚式中止費用保険金をお支払いしません。

- 第 12 条（お支払いする保険金の額）
- (1) 第6条[結婚式中止費用保険金をお支払いする場合]①から④のいずれかの事由が発生し、これを直接の原因として結婚式を中止した場合に、当会社がお支払いする結婚式中止費用保険金の額は次の通りとします。
- | | 結婚式サービスをキャンセルした日（注1） | 支払金額 |
|---|---|--|
| ① | 結婚式サービスをキャンセルした日が、原因事由の発生日（注2）からその日を含めて30日以内である場合 | 被保険者または被保険者の法定相続人が実際に負担した結婚式中止費用 |
| ② | 結婚式サービスをキャンセルした日が、原因事由の発生日からその日を含めて31日後以降である場合 | 被保険者または被保険者の法定相続人が実際に負担した結婚式中止費用と、原因事由の発生日からその日を含めて30日後にキャンセルしていた場合に負担した結婚式中止費用とのどちらか低い額 |
- (注1) 結婚式サービスをキャンセルした日とは、被保険者と結婚式サービスの提供事業者とが結婚式サービスの提供中止を合意したことにより、中止費用の発生が確定した日をいいます。以下、この条において同じ。
(注2) 第6条[結婚式中止費用保険金をお支払いする場合]③の「結婚式当日における、被保険者が入院中である状態」にあては、結婚式当日ではなく、当該入院を開始した日とします。「自宅または特定の場所での待機指示」にあては、結婚式当日ではなく、当該待機指示がなされた日とします。以下、この条において同じ。
- (2) 結婚式中止費用保険金の支払金額は、原因事由の発生日に応じて下表の金額を限度とします。（注）
- | 原因事由の発生日 | 支払限度額 | 原因事由の発生日 | 支払限度額 |
|----------------|-------------|-------------------|------------|
| 結婚式の当日 | 保険金額 × 100% | 結婚式の90日前から61日前 | 保険金額 × 35% |
| 結婚式の前日 | 保険金額 × 95% | 結婚式の120日前から91日前 | 保険金額 × 30% |
| 結婚式の10日前から2日前 | 保険金額 × 80% | 結婚式の150日前から121日前 | 保険金額 × 20% |
| 結婚式の20日前から11日前 | 保険金額 × 60% | 結婚式の180日前から151日前 | 保険金額 × 10% |
| 結婚式の30日前から21日前 | 保険金額 × 50% | 結婚式の300日前から181日前 | 保険金額 × 4% |
| 結婚式の60日前から31日前 | 保険金額 × 45% | 結婚式の1年前の翌日から301日前 | 保険金額 × 2% |
- (注) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に被保険者が罹患したことにより、第6条（結婚式中止費用保険金をお支払いする場合）③の原因事由に該当した場合の支払限度額は、本項の規定にかかわらず、保険証券等に記載の「感染症当日入院・待機支払限度額」とします。

- (3) 第27条[結婚式開催日・結婚式会場の変更]の結婚式開催日または結婚式会場の変更を当会社が承認した場合において、変更承認前に既に発生していた原因事由により変更後の結婚式を中止したときの結婚式中止費用保険金の額は、(1)の規定ではなく次の通りとします。
- | | 結婚式サービスをキャンセルした日 | 支払金額 |
|---|--|---|
| ① | 結婚式サービスをキャンセルした日（以下、この項において「基準日」といいます。）が、原因事由の発生日からその日を含めて30日以内である場合 | 被保険者または被保険者の法定相続人が実際に負担した結婚式中止費用と、変更前の結婚式サービスを基準日にキャンセルした場合に負担した結婚式中止費用のどちらか低い額 |
| ② | 結婚式サービスをキャンセルした日が、原因事由の発生日からその日を含めて31日後以降である場合 | 次の(i)から(iii)のいずれか低い額
(i) 被保険者または被保険者の法定相続人が実際に負担した結婚式中止費用
(ii) 被保険者または被保険者の法定相続人が原因事由の発生日からその日を含めて30日後に変更後の結婚式サービスをキャンセルしていた場合に負担した結婚式中止費用
(iii) 被保険者または被保険者の法定相続人が原因事由の発生日からその日を含めて30日後に変更前の結婚式サービスをキャンセルしていた場合に負担した結婚式中止費用 |
- (4) 結婚式開催日を当初の日程より前の日付に変更した場合において、当会社がその変更を承認する前に既に発生していた原因事由により変更後の結婚式を中止したときの結婚式中止費用保険金の支払限度額については、(2)の「結婚式」とあるのは「変更前の結婚式」と読み替えて適用します。

- 第 13 条（損害防止義務）
- (1) 第6条[結婚式中止費用保険金をお支払いする場合]①から④のいずれかの事由が発生した場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者は、結婚式中止費用の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、発生または拡大を防止できたと認められる額を差し引いて保険金をお支払いします。

第 14 条（回収金額の控除） 被保険者が負担した結婚式中止費用について第三者により支払われた損害賠償金等の回収金がある場合は、その額を被保険者が負担した第6条[結婚式中止費用保険金をお支払いする場合]に規定する損害の額から差し引くものとします。

- 第 14 条（結婚式中止費用保険金額のプラン変更の2 更）
- (1) 保険契約者は、保険期間が開始して以降（保険期間開始時に当会社が保険料を領収していない場合は、当会社が保険料を領収して以降）、下表に定める結婚式中止費用保険金額のプラン変更を請求することができます。
- | | |
|---|--|
| ① | 結婚式中止費用保険金額85万円から150万円、500万円または850万円のプランへの変更 |
| ② | 結婚式中止費用保険金額150万円から500万円または850万円のプランへの変更 |
| ③ | 結婚式中止費用保険金額500万円から850万円のプランへの変更 |

- (2) 結婚式中止費用保険金額のプラン変更は、プラン変更前の保険契約（以下「プラン変更前契約」といいます。）を解約し、結婚式中止費用保険金額の異なるプランの保険契約（以下「プラン変更後契約」といいます。）を新たに締結することにより行います。
- (3) 結婚式中止費用保険金額のプラン変更を請求する保険契約者は、その旨を当会社に書面等によって請求するとともに、プラン変更後契約の保険料を払い込んでください。
- (4) 当会社が結婚式中止費用保険金額のプラン変更を承諾したときは、プラン変更後契約の保険期間が開始した日（以下「プラン変更日」といいます。）以降、プラン変更後の結婚式中止費用保険金額で補償することとします。
- (5) プラン変更前契約の解約日は、プラン変更日の前日とします。
- (6) 当会社は、第42条[保険料の返還]（1）本文の規定にかかわらず、（5）の解約の場合に保険料を返還するものとします。
- (7) プラン変更日以降に、プラン変更日より前に発生した第6条[結婚式中止費用保険金をお支払いする場合]①から④に掲げる事由を直接の原因として結婚式中止した場合の結婚式中止費用については、プラン変更はなかったものとして結婚式中止費用保険金をお支払いします。この場合において、プラン変更後契約の保険料とプラン変更前契約の保険料の差額を保険契約者に返金します。
- (8) プラン変更後契約に対する第4条[補償される期間－保険期間]（4）の規定の適用にあたっては、「保険期間」とあるのは「プラン変更後契約の保険期間」と、「保険料を領取する前に生じた事故」とあるのは「プラン変更後契約の保険料を領取する前に生じた事故」と、「保険金をお支払いしません」とあるのは「プラン変更はなかったものとして保険金をお支払いします」と読み替えるものとします。

第 3 章 修理費用保険

第 15 条 （修理費用保険金をお支払いする場合）

当会社は、結婚式が開催された場合で、結婚式において被保険者の利用する結婚式会場または貸衣装に次のいずれかに該当する損害が生じた場合において、被保険者がその利用契約（書面（注1）により業として締結された有償契約の場合に限ります。）に基づき、自己の費用で現実これに修理したときは、損害が生じた結婚式会場または貸衣装を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用（以下「修理費用」といいます。）に対して、この普通保険約款の規定にしたがい、修理費用保険金をお支払いします。

（注1）契約書、発注書、申込書等、契約の事実を証明できる書面で、契約当事者、契約日、利用日および対象物の内容が確認できるものをいいます。

- (1) 結婚式会場に対する破損・汚損
- | | |
|---|--|
| ① | 結婚式会場の天井、壁、窓ガラス、床、屏風、カーテン、絨毯、テーブル、椅子、その他調度品および被保険者が占有して使用しているエリア内化粧室の破損・汚損 |
| ② | 結婚式会場の照明設備、スクリーン、映像投影装置、音響装置の破損・汚損 |
- (2) 貸衣装に対する破損
- | | |
|---|--|
| ① | 被保険者が結婚式の当日に着用した借用衣装（注2）の破損
（注2）衣装、帽子、装飾品、靴をいいます。 |
|---|--|

第 16 条 （保険金をお支払いできない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金をお支払いしません。

- | | |
|---|---|
| ① | 保険契約者、被保険者もしくは招待客またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意もしくは重大な過失または法令違反 |
| ② | 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いしないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。 |
| ③ | 治療を目的として被保険者以外の医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用 |
| ④ | 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 |
| ⑤ | 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 |
| ⑥ | 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 |
| ⑦ | 上記④から⑥の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故 |
| ⑧ | 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染 |

（注1）保険契約者もしくはその法定代理人または被保険者もしくは招待客の法定代理人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）核燃料物質には使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。

第 17 条 （お支払いする保険金の額）

第15条[修理費用保険金をお支払いする場合]に該当する事由が発生した場合に、当会社が修理費用保険金として支払うべき保険金の額は、破損または汚損の対象によって以下の通りとします。

- (1) 結婚式中止費用保険金額85万円のプランの場合

	破損・汚損の対象物	支払金額
①	結婚式会場に対する破損・汚損	被保険者が負担した修理費用の額から3万円を差し引いた額とし、100万円を限度とします。
②	貸衣装に対する破損	被保険者が負担した修理費用の額から3万円を差し引いた額とし、30万円を限度とします。

- (2) 結婚式中止費用保険金額150万円、500万円または850万円のプランの場合（注1）

	破損・汚損の対象物	支払金額
①	結婚式会場に対する破損・汚損	被保険者が負担した修理費用の額とし、100万円を限度とします。
②	貸衣装に対する破損	被保険者が負担した修理費用の額とし、50万円を限度とします。

第 17 条 （お支払いする保険金の合計限度額） の 2

- (1) 前条（1）または（2）の場合において、結婚式開催日に結婚式会場に対する破損・汚損または貸衣装に対する破損が複数回発生したときにお支払いする修理費用保険金の合計限度額は、以下の通りとします。
- | | |
|---|--|
| ① | 結婚式会場に対する破損・汚損の修理費用の合計額および貸衣装に対する破損の修理費用の合計額を合算した額に対して、100万円を限度として修理費用保険金をお支払いします。 |
| ② | ①の修理費用に貸衣装に対する修理費用が含まれている場合は、貸衣装に対する破損の修理費用保険金としては、30万円を限度としてお支払いします。 |
- (2) 前条（1）の場合に修理費用の額から差し引く3万円は、結婚式会場に対する破損・汚損の修理費用の合計額および貸衣装に対する破損の修理費用の合計額を合算した額から1回のみ差し引くものとし、それぞれの破損または汚損に対する修理費用ごとに差し引きません。

第 4 章 新郎新婦入院一時金

第 18 条 （新郎新婦入院一時金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、結婚式が開催された場合で、被保険者が次の各号に掲げるいずれかの事由により、結婚式開催日に入院した場合に、この普通保険約款の規定にしたがい新郎新婦入院一時金をお支払いします。ただし、結婚式開催日までに予定されていた入院（注1）は除きます。

- | | |
|---|-------------------------------|
| ① | 急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被ったこと |
| ② | 疾病の発病または症状悪化 |
| ③ | 分娩の兆候を伴う出産 |

（注1）医師から、入院日程提示のうえ具体的な入院指示があった場合をいいます。

- (2) 当会社は、被保険者が新郎新婦入院一時金のお支払いの対象とならない入院中の一時外出中に、新郎新婦入院一時金をお支払いすべき事故が発生した場合は、その治療を開始した時に入院が開始したものと取り扱います。

第 19 条 （保険金をお支払いできない場合）

- (1) 当会社は、いかなる場合においても、結婚式開催日を経過した後の入院に対しては、新郎新婦入院一時金をお支払いしません。
- (2) 当会社は、次の①から⑬に掲げる事由のいずれかによって発生した入院に対しては、新郎新婦入院一時金をお支払いしません。

- | | |
|---|---|
| ① | 保険契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意または重大な過失 |
| ② | 保険契約者または被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 |
| ③ | 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いしないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。 |
| ④ | 治療を目的として被保険者以外の医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用 |
| ⑤ | 被保険者が次のア. からウ. のいずれかに該当する間に発生した事故。ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
ア. 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
イ. 被保険者が酒に酔った状態（注2）で自動車または原動機付自転車を運転している間
ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 |

⑥	被保険者が頭部症候群(注3)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。なお、その症状がいかなる原因によるものであるかを問いません。
⑦	産じょによる入院
⑧	当会社が保険金をお支払いすべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
⑨	被保険者の精神疾患による入院。ただし、被保険者の急性アルコール中毒による入院を除きます。
⑩	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑪	核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑫	上記⑩および⑪の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
⑬	上記⑪以外の放射線照射または放射能汚染
(注1) 保険契約者もしくはその法定代理人または被保険者の法定代理人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。	
(注2) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。	
(注3) いわゆる「むちうち症」をいいます。	
(注4) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。	
(注5) 核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。	

- 第 20 条（お支払いする保険金の額）
- (1)

当会社が、新郎新婦入院一時金としてお支払すべき保険金の額は、入院した被保険者1名につき10万円とします。
- (2)

被保険者が、結婚式開催日に複数回入院した場合でも、当会社は、新郎新婦入院一時金を被保険者1名につき1回のみお支払いするものとします。

第 5 章 招待客救急搬送見舞費用保険

- 第 21 条（救急搬送見舞費用保険金をお支払いする場合）
- 当会社は、結婚式が開催された場合で、次のいずれかに該当する救急搬送が発生した場合には、この普通保険約款の規定にしたがい、招待客救急搬送見舞費用保険金を被保険者にお支払いします。

①	招待客が結婚式開催日に結婚式会場から救急搬送されたことを結婚式会場事業者の使用人が目撃した救急搬送
②	記録媒体に記録された映像等により、招待客が結婚式開催日に結婚式会場から救急搬送されたことを客観的に確認できる救急搬送

- 第 22 条（保険金をお支払いできない場合）
- (1)

当会社は、いかなる場合においても、結婚式開催日に結婚式会場から直接救急搬送された場合以外に対しては、招待客救急搬送見舞費用保険金をお支払いしません。
- (2)

当会社は、保険契約者、被保険者もしくは救急搬送された招待客自身またはこれらの者の法定代理人(注1)による次の①および②に掲げる行為が原因となった救急搬送に対しては、招待客救急搬送見舞費用保険金をお支払いしません。

①	闘争行為、自殺行為または犯罪行為
②	自動車または原動機付自転車の運転
(注1) 保険契約者もしくはその法定代理人または被保険者もしくは救急搬送された招待客自身の法定代理人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。	
(3)	当会社は、次の①から⑨に掲げる原因による救急搬送に対しては、招待客救急搬送見舞費用保険金をお支払いしません。
①	保険契約者、被保険者もしくは招待客またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いしないのは、その者が受け取るべき金額に限りです。
③	救急搬送された招待客が頭部症候群(注2)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。なお、その症状がいかなる原因によるものであるかを問いません。
④	治療を目的として被保険者以外の医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用
⑤	招待客の精神疾患による救急搬送。ただし、招待客の急性アルコール中毒による救急搬送を除きます。
⑥	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑦	核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑧	上記⑥および⑦の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
⑨	上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染
(注1) 保険契約者もしくはその法定代理人または被保険者もしくは招待客の法定代理人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。	
(注2) いわゆる「むちうち症」をいいます。	
(注3) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。	
(注4) 核燃料物質によって汚染された物には原子核分裂生成物を含みます。	

- 第 23 条（お支払いする保険金の額）
- (1)

当会社が、招待客救急搬送見舞費用保険金としてお支払いすべき保険金の額は、招待客の救急搬送一名（付き添いを除きます。）につき1万円とし、総額20万円を限度とします。
- (2)

同一人が、結婚式開催日に複数回救急搬送された場合でも、当会社は、招待客救急搬送見舞費用保険金を救急搬送者1名につき1回のみお支払いするものとします。

第 6 章 契約手続および保険契約者等の義務

- 第 24 条（告知義務）
- 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者になる者は、保険契約申込書等の記載事項のうち、下表の告知事項について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当会社の定める方法により正確に記載しなければなりません。

①	保険契約者の住所・氏名
②	被保険者の住所・氏名・生年月日
③	結婚式開催日・結婚式会場
④	他の保険契約等の有無

- 第 25 条（通知義務）
- (1)

保険契約締結後、下表の事項に変更が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する変更に限ります。また、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その変更がなくなったときは、当会社に通知する必要はありません。

①	保険契約者の住所・氏名
②	被保険者の住所・氏名
③	結婚式開催日・結婚式会場
④	結婚式開催の有無（第7章[事故発生時等の手続]の規定により結婚式中止費用保険金を請求する場合を除きます。）

- (2)
- 当会社は、(1)の通知を受けたときには、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

- 第 26 条（保険契約者の住所変更）
- (1)

保険契約者が保険証券等記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に書面等によって通知しなければなりません。
- (2)

保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最後の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消または解除を通知する場合には、この規定は適用しません。

- 第 27 条（結婚式開催日・結婚式会場の変更）
- (1)

結婚式開催日または結婚式会場を変更したときは、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に書面等によって当会社が求める書類とともに通知しなければなりません。
- (2)

結婚式開催日を変更する場合、変更後の結婚式開催日に応じて次の通り取り扱うものとします。

	変更後の結婚式開催日	保険契約の取扱
--	------------	---------

①	保険始期日または保険料支払日のいずれか遅い日から起算し30日以内の日付	保険契約者はこの保険契約を取り消すものとし、当会社は保険料全額を返還します。
②	保険始期日から1年を超えた日付	補償の対象となる結婚式の開催日が当該日付に変更され、この保険契約は保険始期日から1年を経過する日に終了します。

第 7 章 事故発生時等の手続

第 28 条（保険金の請求方法）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、保険金支払事由が発生した時から、これを行行使すことができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金ごとに下表記載の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 結婚式中止費用保険金

		第6条〔結婚式中止費用保険金をお支払いする場合〕 各事由ごとの証明書類			
			死亡	入院または 医師による 待機指示	家財または 家屋の 損害
1	保険金請求書	原本	◎	◎	◎
2	結婚式サービスの契約書	コピー可	◎	◎	◎
3	上記2の違約金規定	コピー可	◎	◎	◎
4	上記2を中止したことに対する違約金請求書	コピー可	◎	◎	◎
5	結婚式サービスに要する費用の額が確認できる書類（最新見積書等）	コピー可	◎	◎	◎
6	事由証明書各種				
	・死亡届書記載事項証明書	原本	○		
	・死産届記載事項証明書	原本	○		
	・戸籍または除籍の抄本もしくは謄本	コピー可	○		
	・死亡の記載がある住民票の写し	コピー可	○		
	・医師による死亡診断書	原本	○		
	・死体検案書	原本	○		
	・当会社書式または医療機関の発行する診断書（医療機関の名称および医師の署名済のもの）	原本	○	◎	
	・入院開始日および入院日数を記載した医療機関の証明書	原本	○	◎	
	・当会社の定める事故状況報告書	原本			○
	・警察署、消防署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書	原本			○
	・建物または家財の損害の程度を証明するための資料	原本			◎
	・新郎または新婦の実家である事実を証明するための資料	コピー可			○
	・平時居住していた事実を証明するための資料	コピー可			○

◎……提出必須書類

○……これらのうち、当会社が求めるもの

② 修理費用保険金

1	保険金請求書	原本	◎
2	結婚式開催に関する契約締結を証明する書面	コピー可	◎
3	事由証明書各種		
	・損害が発生した結婚式会場または貸衣装の利用契約締結を証明する書面	コピー可	◎
	・修理費用請求書	コピー可	◎
	・結婚式会場または貸衣装の損害発生の実態および損害の程度を証明するための資料（写真等）	原本	◎

◎……提出必須書類

③ 新郎新婦入院一時金

1	保険金請求書	原本	◎
2	結婚式開催に関する契約締結を証明する書面	コピー可	◎
3	事由証明書各種		
	・当会社書式または医療機関の発行する診断書（医療機関の名称および医師の署名済のもの）	原本	◎
	・入院開始日および入院日数を記載した医療機関の証明書	原本	◎

◎……提出必須書類

④ 招待客救急搬送見舞費用保険金

1	保険金請求書	原本	◎
2	結婚式開催に関する契約締結を証明する書面	コピー可	◎
3	事由証明書各種		
	・搬送者が被保険者の招待客であることを証明する資料	コピー可	◎
	・被保険者および結婚式会場事業者が署名または記名捺印した当会社所定の事故状況報告書	原本	○
	・招待客が結婚式開催日に結婚式会場から救急搬送されたことが客観的に確認できる映像等が記録された記録媒体	コピー可	○

◎……提出必須書類

○……これらのうち、いずれか1つ

- (3) 当会社は、保険事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をなくてはなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合、または(2)もしくは(3)の書類に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。
- (5) 当会社は、医師が発行する診断書または、証明書（ともに原本）の取得に必要とした費用については、お支払いしません。

第 29 条（保険金の支払）

- (1) 当会社は、結婚式中止費用保険金、修理費用保険金および招待客救急搬送見舞費用保険金については、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社がお支払いすべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）第28条[保険金の請求方法]（2）に規定する保険金請求に必要な書類が、不備なく当会社に到着した日をいいます。以下、同様とします。

（注2）保険価額を含みます。

- (2) 当会社は、新郎新婦入院一時金については、請求完了日の翌日から起算して5営業日以内に保険金をお支払いします。ただし、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項について、保険契約締結時から保険金請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、請求完了日からその日を含めて30日以内に確認を行い、保険金をお支払いするものとします。
- | | |
|---|---|
| ① | 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、支払事由に該当する事実の有無 |
| ② | 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、第19条[保険金をお支払いできない場合]に規定する事由に該当する事実の有無 |
| ③ | 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無 |
- (3) (1)および(2)ただし書きに規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)および(2)ただし書きの規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて下表の右欄の日数(注1)を経過する日までに、保険金をお支払いします。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- | | | |
|---|--|------|
| ① | 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤、(2)①から③の事項の確認のための調査 | 60日 |
| ② | (1)①から④、(2)①から③の事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 | 90日 |
| ③ | (1)①から④、(2)①から③の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(注2) | 120日 |
- (注1)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注2)弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (4) (1)から(3)に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注1)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
(注1)必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (5) 当会社は、(1)から(3)に規定した保険金支払期日を超えて保険金をお支払いする場合は、法定利率を日割り計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。
- (6) 保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第 30 条 (他の保険契約等がある場合の支払額)

- (1) この普通保険約款の規定によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当会社は、下表に定める金額を保険金としてお支払いします。
- | | | |
|---|-------------------------|---|
| ① | 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合 | この保険契約の支払責任額 |
| ② | 他の保険契約等から保険金が支払われた場合 | 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 |
- (2) それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額を損害の額とします。

第 31 条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第28条[保険金の請求方法](2)①または③の書類を受け取った場合は、保険金のお支払いにあたり、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者等の関係者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者または被保険者の2親等内の親族の診断書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断のために要した費用は、当会社は負担しません。

第 32 条 (保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金の支払を請求できる者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第 33 条 (指定代理請求人)

- (1) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。
- | | |
|---|---|
| ① | 被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族 |
| ② | ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の3親等内の親族 |
- (2) (1)の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金をお支払いしません。

第 8 章 保険契約の解約、承継、取消、無効、失効、消滅または解除

第 34 条 (保険契約の解約)

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって保険契約を解約することができます。
- (2) (1)の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 34 条 (保険契約の承継)
の 2

- (1) 結婚式開催日を保険始期日から1年を超えた日付(以下この条において「新結婚式開催日」といいます。ただし、新結婚式開催日が保険始期日からその日を含めて2年以内である場合に限り、)に変更するとき(保険始期日以降に第6条[結婚式中止費用保険金をお支払いする場合]①から④に掲げる事由が発生しており、かつ、これを直接の原因とする結婚式中止費用が発生する場合を除きます。)、は、保険契約者は第27条[結婚式開催日・結婚式会場の変更]の規定にかかわらず、新結婚式開催日までを保険期間とする新たな保険契約への承継を当会社に書面等によって当会社が求める書類とともに請求することができます。
- (2) (1)の規定による保険契約の承継は、新たな保険契約の成立をもって完了するものとします。
- (3) 保険契約の承継後に、保険契約の承継前に発生した第6条①から④に掲げる事由を直接の原因として結婚式中止した場合の結婚式中止費用については、保険契約の承継はなかったものとし、第27条(2)②の「保険始期日から1年を超えた日付」への結婚式開催日の変更がなされたものとして結婚式中止費用保険金を支払います。
- (4) 保険契約の承継後に、第34条[保険契約の解約]の規定により保険契約者が保険契約を解約したときは、保険契約の承継はなかったものとし、第42条(保険料の返還)(1)の保険期間の開始前に解約した場合の規定は適用しません。

第 35 条 (保険契約の取消)

保険契約締結の際、保険契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第 36 条 (保険契約の無効)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってした事実があった場合は、この保険契約は無効とします。
- (2) 保険期間の開始前(注1)に(保険期間の開始時に保険料を領収していない場合は、保険料領収前に、または保険料を領収することなく)結婚式中止し(日程変更または会場変更により改めて開催する場合を除きます。)、または結婚式サービスを提供する事業者側の事情その他の被保険者の責めによらない事情により結婚式の開催が不能となっていた場合(代替開催等により改めて開催される場合を除きます。)、はこの保険契約は無効とします。
(注1)非対面インターネット申込みの方法により保険契約を申し込まれた場合は、第4条の2[非対面インターネット申込みの場合の保険期間の特例](2)の規定により、保険契約を申し込まれた日または保険料領収日からその日を含めて15日を経過した日に開始する保険期間の開始前をいいます。

第 36 条 (保険契約の失効)
の 2

保険責任の開始後(保険責任の開始時に保険料を領収していない場合は、保険料領収後)に、火災、破裂、爆発、風災、水災、雪災、地震、噴火または津波による結婚式会場の損壊、結婚式サービスを提供する事業者の破産、その他被保険者の責めによらずに結婚式サービスの提供がなされなくなった場合は、この保険契約は失効します。ただし、結婚式サービスを提供する事業者が代替開催を行う場合、結婚式サービスを提供する当該事業者以外の事業者が結婚式開催に係る債務を引き継ぐ場合は、この限りではありません。

第 37 条 (保険契約の消滅)

- (1) 保険契約締結後、結婚式中止費用保険金をお支払いしたときに、この保険契約は消滅します。
- (2) 保険責任の開始後(保険責任の開始時に保険料を領収していない場合は、保険料領収後)に結婚式中止費用保険金が支払われないときは、この保険契約は、結婚式サービスをキャンセルした日(注1)に消滅します。

	結婚式中止費用保険金が支払われない理由
①	結婚式中止した理由が、第6条[結婚式中止費用保険金をお支払いする場合]①から④の原因事由以外であるため

②	第11条[保険金をお支払いできない場合]①から⑫のいずれかに該当するため
③	被保険者または被保険者の法定相続人が負担した結婚式中止費用がゼロのため
④	第6条①から④の原因事由の発生が保険責任の開始前(保険責任の開始時に保険料を領収していない場合は、保険料領収前)であるため

(注1) 第12条[お支払いする保険金の額](1)(注1)に規定する「結婚式サービスをキャンセルした日」をいい、中止費用が発生しない場合を含みます。

第 38 条 (告知義務違反による保険契約の解除)

- (1) 当社は、第24条[告知義務]の告知の際に、告知事項について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった場合
②	保険契約者または被保険者が事実と異なることを告知した場合

- (2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(1)の事実がなくなった場合
②	当社が保険契約締結の際、(1)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(注1)
③	保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項について、書面等によって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者がその訂正すべき事実を当社に告知していたとしても当社が保険契約締結を承認していたと認められるときに限り、当社は、これを承認するものとします。
④	当社が(1)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約締結の時から5年を経過した場合

(注1) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (3) (1)の規定による解除が、損害が発生した後になされた場合であっても、当社は、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第 39 条 (通知義務違反による保険契約の解除)

- (1) 当社は、第25条[通知義務](1)の事実の発生によって、告知事項について危険増加(注1)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく第25条[通知義務](1)に規定する通知をしなかったときは、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(注1) 損害の発生の可能性が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

- (2) (1)の規定は、当社が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または(1)に規定する危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (3) (1)の規定による解除が、損害が生じた後になされた場合であっても、当社は、解除に係る危険増加が生じた時に降に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、(1)に規定する危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (5) 当社は、(1)に規定する危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲を超えることとなった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
- (6) (5)の規定による解除が、損害が生じた後になされた場合であっても、当社は、解除に係る危険増加が生じた時に降に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

第 40 条 (重大事由による保険契約の解除)

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者(注1)または被保険者が保険金を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で故意に事故を生じさせたこと、または生じさせようとしたこと(注2)
②	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があったこと(注2)
③	保険契約者が、次のいずれかに該当する場合。 ア. 反社会的勢力(注3)に該当すると認められること イ. 反社会的勢力(注3)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること ウ. 反社会的勢力(注3)を不当に利用していると認められること エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注3)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること オ. その他反社会的勢力(注3)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④	①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 未遂の場合を含みます。

(注3) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) 当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、この保険契約のうちその被保険者に係る部分を、保険契約者に対する書面による通知をもって解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が、損害が発生した後になされた場合であっても、(1)の表のいずれかの事由が発生した時に降に生じた事故による損害に対しては、当社は、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第 41 条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。

第 9 章 保険料の返還、追加または変更

第 42 条 (保険料の返還)

- (1) 第34条[保険契約の解約]の規定により、保険契約者が保険契約を解約したときは、当社は、保険料は返還しません。ただし、保険期間の開始前に解約した場合(第4条の2[非対面インターネット申込みの場合の保険期間の特例](2)の規定により、保険契約を申し込まれた日または保険料領収日から保険期間の開始日までの15日の間に解約した場合を含みます。)は、保険料全額を返還します。
- (2) 第34条の2[保険契約の承継]に規定する保険契約の承継の場合は、当社は、承継される保険契約の保険料全額を返還します。
- (3) 第35条[保険契約の取消]に規定する保険契約の取消の場合は、当社は、保険料は返還しません。
- (4) 第36条[保険契約の無効](1)に規定する保険契約の無効の場合は、当社は、保険料は返還しません。
- (5) 第36条[保険契約の無効](2)に規定する保険契約の無効の場合は、当社は、保険料全額を返還します。
- (6) 第36条の2[保険契約の失効]に規定する保険契約の失効の場合は、当社は、未經過期間に対し当会社が別表1に定めるところにより計算した保険料を返還します。
- (7) 第37条[保険契約の消滅]に規定する保険契約の消滅の場合は、当社は、保険料は返還しません。
- (8) 第38条[告知義務違反による保険契約の解除]から第40条[重大事由による保険契約の解除]までのいずれかの規定により、当社が保険契約を解除したときは、当社は、未經過期間に対し当会社が別表1に定めるところにより計算した保険料を返還します。

第 43 条 (保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額)

- (1) 当社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めたときには、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) (1)の規定により保険料の増額または保険金額の減額を行うときには、保険契約者にすみやかにその旨を通知します。
- (3) (2)の通知を受けた保険契約者は、次のいずれかの方法を指定することを要します。

①	当会社の通知した内容で保険契約内容を変更する方法
②	保険契約を解約する方法

- (4) (3)の指定がなされないまま変更日が到来したときは、保険契約者より(3)①の方法が指定されたものとみなします。
- (5) (1)で保険料が増額となるときは、保険契約者は当会社の定める日までに追加保険料を払い込まなければなりません。
- (6) 本条の規定により保険契約を解約するときには、当会社は、未経過期間に対し当会社が別表1に定めるところにより計算した保険料を返還します。

第 1 0 章 その他事項

第 44 条（評価人および裁定人）

- (1) 再調達価額または損害の額の程度について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間に争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断にまかせます。もし、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定します。
- (2) 当事者は、自己の選定した評価人の費用（注1）を各自負担し、その他の費用（注2）については、半額ずつ負担します。
（注1）報酬を含みます。
（注2）裁定人に対する報酬を含みます。

第 45 条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他債権（注1）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは下表の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全部を保険金としてお支払いした場合は、被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- （注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 46 条（残存物の帰属）

当会社が損害保険金をお支払いした場合でも、保険の対象の残存物の所有権は、当会社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第 47 条（破産）

- (1) 当会社が破産手続開始の決定を受けた場合は、保険契約者は保険契約を解除することができます。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による保険契約の解除をしなかった場合は、この保険契約は、破産手続開始の決定の日から3カ月を経過した日に失効します。

第 48 条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当金はありません。

第 49 条（時効）

- (1) 保険金を請求する権利は、第28条[保険金の請求方法](1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (2) 保険料の返還を請求する権利は、事由が発生した時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 50 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 51 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第 1 1 章 保険証券不発行に関する特約

第 52 条（保険証券の発行省略）

- (1) この特約の付帯により、当会社は保険証券の発行を省略し、インターネット上の専用画面に保険契約の成立および内容を証する画面（以下「保険契約証(画面)」といいます。）を表示します。この場合、普通保険約款において「保険証券」とあるのは、「保険契約証(画面)」と読み替えて適用するものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者から申し出があった場合には保険証券を発行します。

第 1 2 章 インターネット通信販売に関する特約

第 53 条（インターネット通信による保険契約の申込み）

この特約により、当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し保険契約申込みの意思の表示を行うことにより保険契約の申込みをすることができるものとします。

第 54 条（保険契約の申込—保険料のクレジットカード払込方式）

- クレジットカード払い特約を付帯して、この特約により保険契約の申込みをする場合は、以下に示す方法により行うものとします。
- (1) 当会社は、第53条の申込意思の表示を受けた場合、保険契約の契約条項のうち重要な事項（以下この特約において「重要事項」といいます。）を、契約情報登録画面に表示するものとします。ただし、当会社の代理店から書面にて重要事項の説明を受けている場合については、この限りではありません。
- (2) 保険契約申込者は、重要事項を確認及び同意したうえで契約情報登録画面に定められた必要な事項を入力し、所定の期間内に当会社へ返信するものとします。
- (3) ① 当会社は、保険契約申込者によって保険料のクレジットカード払いに必要な事項が入力された後、速やかにクレジットカードの有効性を確認することとします。
② ①によりクレジットカードの有効性が確認されたときをもって、保険料が払い込まれたものとします。
- (4) 当会社は、(1)から(3)により保険契約の申込受付が完了した場合、保険契約者に対し申込受付完了の旨を電子メールにて通知するものとします。

第 55 条（保険契約の申込—クレジットカード払込方式以外の保険料払込方式）

- (1) 第54条以外の保険料払込方式で保険の申込みをする場合は、当会社、当会社の代理店または紹介店において本人確認を行ったうえで、当該代理店または紹介店より保険契約申込者に対し、第53条の申込意思の表示に必要な通信手段等の情報を通知することとします。
- (2) 当会社は、第53条の申込意思の表示がなされた場合、重要事項を契約情報登録画面に表示するものとします。ただし、当会社の代理店から書面にて重要事項の説明を受けている場合については、この限りではありません。
- (3) 保険契約申込者は、重要事項を確認及び同意したうえで契約情報登録画面に定められた必要な事項を入力し、所定の期間内に当会社へ返信するものとします。
- (4) 当会社は、(3)の必要事項の返信がなされた場合、保険契約申込者に対し、電子メールにより保険料の支払い方法を知するものとします。
- (5) 当会社は、保険料の払込みが確認された場合、保険契約者に対し保険契約の申込受付完了の旨を電子メールにより通知するものとします。

第 56 条（承諾通知）

本特約による保険契約の申込みを承諾する場合、当会社は、保険証券の発送に代えて、保険期間の初日までに当会社所定の保険契約証画面を表示することをもって、承諾通知とすることができます。

第 57 条（当会社への告知および通知）

保険契約者または被保険者は、普通保険約款第6章第24条[告知義務]および第25条[通知義務]に規定する告知または通知を、通信手段により行うことができます。

第 58 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

第 1 3 章 クレジットカード払い特約

第 59 条（特約の適用）

この特約は、保険契約の締結の際に、下表のすべてに該当する場合に適用され、クレジットカード決済により保険料を払い込むものとします。

①	保険契約者から本特約による保険料払込みの申出がある場合
②	当会社が①の申し出を承認する場合

第 60 条（保険料の払込方法等）

- (1) 当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとします。

(2)	当会社は、下表のいずれかに該当する場合は(1)の規定は適用しません。
①	当会社が、クレジットカード会社からその払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してその払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合
(3)	(2)の表①の、当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合で、かつ保険契約者がクレジットカード会社に対して保険料相当額を払い込んでいない場合は、当会社は保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
(4)	当会社がクレジットカード会社から払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料については、当会社が承認しない限り、クレジットカード払いの方式による払込みは行わないものとします。
(5)	保険契約締結時に本特約を付帯していなかった場合で、下表のすべてに該当するときは、本特約の中途付帯により、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料をクレジットカード払の方式により払込むものとします。この場合は、(1)から(4)の規定を準用します。
①	保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法をクレジットカード払いの方式に変更する申出があるとき。
②	当会社が①の申出を承認するとき。

第 61 条 (領収証の不交付)	当会社は、保険契約者からクレジットカード決済により保険料を受領した場合には、当会社所定の領収証を交付しません。
第 62 条 (クレジットカード払い以外の払込方法への変更)	本特約が付帯されている場合で、下表のいずれかに該当するときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料を、当会社が定める方式および払込期日に従って払込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、クレジットカード払の方式を含みません。
	① 保険契約者から当会社に書面等により、クレジットカード払い以外の方式による保険料の払込みの申出があり、当会社がこれを承認する場合
	② 第60条[保険料の払込方法等](4)の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しない場合

第 63 条 (準用規定)	この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。
---------------	---

第 1 4 章 大雨・大雪等追加対象特約

第 64 条 (特約の適用)	この特約は、保険証券等にこの特約を適用する旨が記載されている場合に適用します。
第 65 条 (特約の保険期間)	(1) この特約の保険期間の始期および終期は、結婚式総合保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) による主契約と同一とします。ただし、主契約の保険期間の中途において、この特約が付帯された場合の保険期間の始期については保険証券等に別途表示した日とします。 (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、この特約の保険料領収前に生じた第66条(普通保険約款の読み替え)の原因事由による損害に対しては、この特約による結婚式中止費用保険金を支払いません。
第 66 条 (普通保険約款の読み替え)	当会社は、この特約が付帯された場合には、普通保険約款第6条(結婚式中止費用保険金をお支払いする場合)の原因事由に以下の⑤を追加して、同条の規定を適用するものとし、以下の普通保険約款の条項において、「第6条[結婚式中止費用保険金をお支払いする場合]①から④」とあるのは、「第6条[結婚式中止費用保険金をお支払いする場合]①から⑤」と読み替えて、普通保険約款の規定を適用します。 ⑤ 結婚式開催日の当日、前日または前々日における、結婚式会場の所在する地域または被保険者の実家が存する地域または平時居住する地域に対する気象庁からの次のいずれかの特別警報の発表または内閣府からの災害救助法の適用 ア. 大雨特別警報 イ. 大雪特別警報 ウ. 暴風特別警報 エ. 暴風雪特別警報 オ. 波浪特別警報 カ. 高潮特別警報

第 67 条 (この特約による結婚式中止費用保険金の支払額)	前条の規定により追加した原因事由に対して、当会社が支払う結婚式中止費用保険金の支払金額および支払限度額は、普通保険約款第12条(お支払いする保険金の額)の規定にかかわらず、次の通りとします。				
	<table><tr><th>支払金額</th><th>支払限度額</th></tr><tr><td>被保険者が実際に負担した結婚式中止費用</td><td>50万円</td></tr></table>	支払金額	支払限度額	被保険者が実際に負担した結婚式中止費用	50万円
支払金額	支払限度額				
被保険者が実際に負担した結婚式中止費用	50万円				

第 68 条 (保険金請求時の提出書類)

第66条(普通保険約款の読み替え)の規定により、追加された原因事由により、被保険者が結婚式中止費用保険金を請求する場合は、下表の書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

1	保険金請求書	原本
2	結婚式サービスの契約書	コピー可
3	上記2の違約金規定	コピー可
4	上記2を中止したことに対する違約金請求書	コピー可
5	結婚式サービスに要する費用の額が確認できる書類(最新見積書等)	コピー可
6	対象地域に平時居住していた事実を証明するための資料	コピー可

第 69 条 (準用規定)	この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。
---------------	---

第 1 5 章 第三者による保険料支払特約

第 70 条 (特約の適用)	この特約は、保険証券等にこの特約を適用する旨が記載されている場合に適用します。						
第 71 条 (用語の定義)	この特約において、次の用語の定義は下表のとおりとします。						
	<table><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr><tr><td>払込期日</td><td>保険期間の初日の属する月の末日をいいます。</td></tr><tr><td>保険料負担者</td><td>当会社および保険契約者に対し、この保険契約の保険料を支払うことを申し出、保険契約者に代わり当会社に保険料を支払う者をいいます。</td></tr></table>	用語	定義	払込期日	保険期間の初日の属する月の末日をいいます。	保険料負担者	当会社および保険契約者に対し、この保険契約の保険料を支払うことを申し出、保険契約者に代わり当会社に保険料を支払う者をいいます。
用語	定義						
払込期日	保険期間の初日の属する月の末日をいいます。						
保険料負担者	当会社および保険契約者に対し、この保険契約の保険料を支払うことを申し出、保険契約者に代わり当会社に保険料を支払う者をいいます。						

第 72 条 (保険料負担者による保険料支払)	保険契約者は、保険料負担者が当会社の指定する払込み方法により、保険契約の保険料を払込期日までに支払うことに同意し、この保険契約を申し込みます。
-------------------------	---

第 73 条 (保険責任の始期)	普通保険約款第4条(補償される期間－保険期間)(2)の規定に関わらず、保険期間の開始日は、保険契約を申し込まれた日の翌月1日とします。ただし、翌月1日が結婚式開催日の前日から起算して30日前に満たない場合は、お申込みいただくことができません。
------------------	---

第 74 条 (保険料不払の場合の無効)	保険料負担者が、払込期日までに保険料の払込みがなかった場合、当会社はこの保険契約を無効とします。 この場合において、当会社が既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
----------------------	---

第 75 条 (保険料の返還先)	普通保険約款第42条(保険料の返還)に規定する保険料の返還先は、保険料負担者となります。
------------------	--

第 76 条 (準用規定)	この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。
---------------	---

別 表 1 返還する保険料

(1)	令和元年8月1日より前に申し込まれた保険契約(注1) (注1)結婚式中止費用保険金額850万円のプランについては、令和元年8月1日より前の失効または解除に限ります。				
	<table><tr><th>算式</th><th>返還する保険料＝保険料×未経過月数に対応する返戻率</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	算式	返還する保険料＝保険料×未経過月数に対応する返戻率		
算式	返還する保険料＝保険料×未経過月数に対応する返戻率				

返戻率	未経過月数	返戻率
	0ヶ月	0%
	1ヶ月	24%
	2ヶ月	40%
	3ヶ月	53%
	4ヶ月	64%
	5ヶ月以上	71%

(2) 令和元年8月1日以降に申し込まれた保険契約のうち、結婚式中止費用保険金額85万円、150万円および500万円のプラン

算式	返還する保険料＝保険料×未経過月数に対応する返戻率	
返戻率	未経過月数	返戻率
	0ヶ月	0%
	1ヶ月	51%
	2ヶ月	66%
	3ヶ月	77%
	4ヶ月	82%
	5ヶ月以上	85%

(3) 令和元年8月1日以降に申し込まれた保険契約のうち、結婚式中止費用保険金額850万円のプラン(注2)
(注2) 令和元年8月1日より前に申し込まれた結婚式中止費用保険金額850万円のプランが、同日以降に失効または解除となる場合を含みます。

算式	返還する保険料＝保険料×未経過月数に対応する返戻率	
返戻率	未経過月数	返戻率
	0ヶ月	0%
	1ヶ月	52%
	2ヶ月	67%
	3ヶ月	77%
	4ヶ月	82%
	5ヶ月以上	85%

(4) 大雨・大雪等追加対象特約

算式	返還する保険料＝保険料×未経過月数に対応する返戻率	
返戻率	未経過月数	返戻率
	0ヶ月	0%
	1ヶ月以上	85%